

SDGs 未来都市おおさきロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が作成したSDGs 未来都市おおさきロゴマークの適正な使用とその普及啓発を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、ロゴマークとは、商標法（昭和34年法律第127号）により商標登録された図形（登録第6743133号）をモチーフにしたものをいう。

2 ロゴマークは、別表に掲げる役務の提供の場合に使用できるものとする。

(使用許可の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、SDGs 未来都市おおさきロゴマーク使用申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる資料を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、おおさきGIAHS・SDGs パートナー登録制度実施要綱第4条の規定によるパートナーとして登録された者は、第1号の資料の提出を省略することができる。

- (1) 申請者の概要が分かる資料（申請者が法人その他団体である場合に限る。）
- (2) ロゴマークの使用見本
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の使用許可の申請が次の各号に適合していると認める場合は、許可をしなければならない。

- (1) ロゴマークを使用する行事等を，市が共催，後援又は協賛するとき。
- (2) ロゴマークの使用目的が，市の施策等の推進上有益であると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか，特に必要と認めるとき。

2 市長は，前項の規定による許可をした場合は，SDGs未来都市おおさきロゴマーク使用許可書（様式第2号）により，申請者に通知するものとする。

（許可の条件）

第5条 市長は，ロゴマークの使用の許可に際し，必要な条件を付することができる。

2 前項の規定による条件は，次のとおりとする。

- (1) ロゴマーク使用品の現物1点又は現物の写真等を提出すること。
- (2) 使用に当たっては，承認番号【©大崎市〇〇〇】を明示すること。
- (3) 不正な使用が行われた場合は，申請者は直ちに使用を中止するとともに，使用品の回収及び撤去等を行うこと。
- (4) その他市長が必要と認める事項

（使用許可の取消し）

第6条 市長は，第4条の規定によりロゴマークの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が，次の各号のいずれかに該当する場合は，使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可に際し付された条件に違反したとき。
- (2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 大崎市暴力団排除条例（平成25年大崎市条例第4号）の規定に基づく暴力団員及び関係者等が使用するとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者が使用及びこれらの者

が商品等を販売するとき。

(5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が使用するとき。

(6) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき。

(7) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、SDGs未来都市おおさきロゴマーク使用許可取消通知書（様式第3号）により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。

（ロゴマークのデザイン等）

第7条 ロゴマークのデザイン及び規格は、別図のとおりとする。

2 ロゴマークの表示は、別に定める「SDGs未来都市おおさき／Logo manual」に基づくものとする。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用の期限）

第9条 ロゴマークの使用許可の期限は、許可日から3年以内とする。

（使用結果報告）

第10条 使用者は、市長が使用結果の報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

（損失補償等の責任）

第11条 市は、ロゴマークの使用に起因する損失について、責任を負わないものとする。

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、

これに対し全責任を負い，市は損害補償及び損失補償その他法律上の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか，ロゴマークの使用に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和6年3月15日から施行する。

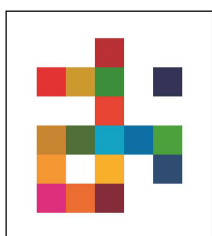
別表（第2条関係）

市が商標権を有する指定役務及びその区分

商標法施行令（昭和35年政令第19号）第2条別表の規定による	
第35類	広告，事業の管理又は運営，事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供


別図（第7条関係）

1



最小
サイズ
6mm

2




SDGs未来都市
おおさき


SDGs未来都市
おおさき

最小サイズ 14mm

3



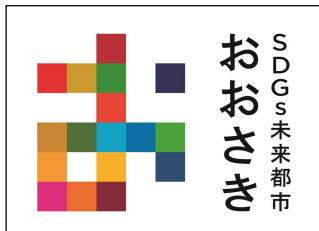
SDGs未来都市
おおさき




SDGs未来都市
おおさき

最小
サイズ
8mm

4



SDGs未来都市
おおさき



SDGs未来都市
おおさき

最小
サイズ
14mm

様式第1号（第3条関係）

SDGs 未来都市おおさきロゴマーク使用申請書

年 月 日

大崎市長 様

申請者

住所：（法人等は，主たる事業所の所在地）

氏名：（法人等は，名称及び代表者の職・氏名）

SDGs 未来都市おおさきロゴマークの使用に関する要綱第3条の規定により，下記のとおり申請します。

なお，ロゴマークの使用に当たっては，要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者（法人等）の概要が分かる資料
- 2 使用目的（使用品・イベント名など）
- 3 使用する形態 別添のとおり

（※ロゴマークが表示された使用品等の見本又は製作物の図案を添付）

- 4 使用数量（製作物の数・印刷部数など）
- 5 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第2号（第4条関係）

SDGs 未来都市おおさきロゴマーク使用許可書

第 号
年 月 日

申請者 様

大崎市長 印

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について，SDGs 未来都市おおさきロゴマークの使用に関する要綱第4条の規定により，下記のとおり使用を許可します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用する形態
- 3 使用数量
- 4 使用許可期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 承認番号 ©大崎市〇〇〇
- 6 許可の条件
 - (1) ロゴマーク使用品の現物1点又は現物の写真等を提出すること。
 - (2) 使用に当たっては，承認番号を明示すること。
 - (3) 不正な使用が行われた場合は，申請者は直ちに使用を中止するとともに，使用品の回収及び撤去等を行うこと。

様式第3号（第6条関係）

SDGs 未来都市おおさきロゴマーク使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

使用者 様

大崎市長 印

年 月 日付け第 号をもって許可したロゴマークの使用について、SDGs 未来都市おおさきロゴマークの使用に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり使用許可を取消すこととしましたので、通知します。

記

1 取消内容

(1) 使用許可期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 承認番号 ©大崎市〇〇〇

2 取消理由